

## 学生団体の活動に関する申し合わせ

学生支援委員会 制 定 令和2年9月24日

この申し合わせは、和歌山大学学生規則第9条～第16条の規定に基づき、必要な事項を以下のとおり定める。

### (学生団体の設立要件及び決定)

第1 学生団体の設立を希望する場合は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- ① 本学専任教員が顧問教員であること
- ② 1年以上の活動実績があること
- ③ 代表者(3役:代表・会計・渉外。以下同じ)を含め3名以上の構成員があること。ただし、試合等の出場に必要な人数がある場合には、その人数を確保していること
- ④ 代表者に留年生を含まないこと
- ⑤ 構成員に占める留年生の割合が3割以下であること
- ⑥ 本学学生が自主的に運営していること
- ⑦ 同種内容の団体が他に存在していないこと
- ⑧ 学外者を含めないこと

2 学生団体の設立は学生支援委員会で審議し、決定する。

### (学生団体の存続要件及び決定)

第2 学生団体の存続を希望する場合は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- ① 本学専任教員が顧問教員であること
- ② 活動停止処分期間中でないこと
- ③ 代表者を含め3名以上の構成員があること。ただし、試合等の出場に必要な人数を確保できていない場合には、1年を限度として許可する
- ④ 代表者に留年生を含まないこと
- ⑤ 構成員に占める留年生の割合が3割以下であること
- ⑥ 学外者を含めないこと

2 学生団体の存続は学生支援委員会で審議し、決定する。

### (学生団体の活動停止及び期間)

第3 以下の何れかに該当した学生団体は、活動停止を命ずる。

- ① 学生団体設立届及び学生団体存続届に虚偽の記載があったとき
- ② 学生団体設立届及び学生団体存続届に記載した目的を逸脱したとき
- ③ 会計処理が正しくされていないとき
- ④ 本学の機能を害し、または本学の秩序を著しく乱したとき
- ⑤ 大学の許可なく、本学名称及び施設を使用したとき
- ⑥ 大学の許可なく、営利活動、学内外においてビラ配布・掲示、集会、署名活動を行ったとき

2 学生団体の活動停止及び期間は、学生支援委員会で審議し、決定する。

(学生団体の廃止)

第4 以下の何れかに該当した学生団体は、廃止する。

- ① 解散を申し出たとき
- ② 存続条件を満たしていないとき
- ③ 活動停止を命じられた後に、改善が認められないとき
- ④ 特定の政党・政治団体への支援や非難活動を行ったとき
- ⑤ 特定の宗教のための布教活動を行ったとき
- ⑥ カルト等の反社会的活動を行ったとき
- ⑦ 飲酒の強制が行われたとき及び未成年の飲酒を容認したとき

2 学生団体の廃止は学生支援委員会で審議し、決定する。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和2年9月24日から施行する。ただし、第1および第2の申し合わせは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 サークル設立の承認に関する申し合わせ（平成21年9月10日第5常置委員会制定）は、廃止する。